

# 千代田ゴルフ倶楽部会則

## 第1章 総 則

### 第 1 条(名称)

本会則に基づく会員制ゴルフクラブの名称は、千代田ゴルフ倶楽部(以下クラブという)と称する。

### 第 2 条(目的)

クラブは、ネクスト・ゴルフ・マネジメント株式会社(以下会社という)が広島県山県郡北広島町において経営するゴルフ場およびその付帯施設(総称して以下施設という)の利用を通じて、会員相互の親睦、健康増進を図り、あわせて健全なレクリエーション活動の普及・発展に寄与することを目的とする。

### 第 3 条(運営管理)

クラブは、前条の目的を達するための会員相互の社交組織であり、施設の経営、財産等の管理、維持および運営ならびにこれらに付随するクラブの管理事務は、すべて会社が行うものとする。

### 第 4 条(事務所)

クラブの事務所は、施設のクラブハウス内におく。

## 第2章 会 員

### 第 5 条(会員の種類)

クラブの会員の種別は以下のとおりとする。(クラブの会員を総称して以下会員といい、以下の(ア)および(イ)の会員のうち、預託金を預託する必要のない会員を以下無額面会員といい、(ア)の会員のうち個人の会員を以下個人会員と、(ア)の会員のうち法人の会員(以下正会員の法人会員という)および(イ)の無記名正会員を総称して以下法人会員という)

#### (ア)正会員(個人・法人)

会社が別に定める休業日および第12条第3項により会社が施設の全部または一部を休場し、もしくはその利用を制限する日(以下特定日という)を除く全ての日の施設の開場時間内に施設を利用することができる個人および法人(法人において施設を利用できる者は、第9条第1項に基づく審査承認を得て登録された記名者(第17条第1項に定義する。以下同じ)に限る)をいう。

#### (イ)パートナー登録付正会員(個人・法人)

正会員と同一の料金および利用条件で施設を利用することができる個人および法人で、さらに、会社が別途定めるパートナー登録制度取扱規則に基づいてパートナー登録制度を利用することができるものをいう。

#### (ウ)無記名正会員(法人)

正会員の法人会員に限り正会員に付随するものとして取得ができ、保持が認められるもので、会社が別に定める休業日および特定日を除く全ての日の施設の開場時間内に、会社が別に定める方法により施設を利用できる法人(施設を利用できる者は、その法人が指定する不特定の者(以下無記名利用者という)1名に限る)をいう。

#### (エ)特別会員(個人)

会社またはクラブの創立、会社による施設の運営および会社の経営等に功績のあった者で会社が推挙した個人をいい、正会員である個人会員と同様の条件にて施設を利用できる個人をいう。

#### (オ)その他、会社が理事会(第26条第1項に定義する。以下同じ)と協議したうえで会社が別に定める会員。

### 第 6 条(会員の権利)

1 会員(無記名正会員を除く)は以下に掲げる権利を一体として有する。ただし、会員(無記名正会員および特別会員を除く)は、所定の年会費および施設利用料金を、特別会員は所定の施設利用料金を会社に納入しない場合には、第①号ないし第③号の権利を有しない。

①個人会員および特別会員は自ら、正会員の法人会員は記名者をして、優先的に施設を利用することができる。

②個人会員および特別会員は自ら、正会員の法人会員は記名者をして、理事会が定める条件で、クラブ主催の競技会、その他の諸行事に参加し、クラブのハンディキャップの審査を受けることができるほか、会社が別に定めるサービスを受けることができる。

③個人会員および特別会員は自ら、正会員の法人会員は記名者をして、施設に会員ではない者を同伴または紹介し、会社の定める一定の条件のもと施設を利用させることができる(個人会員、特別会員または記名者が同伴又は紹介した、会員でない者を以下ビジターという)。

④正会員は、第10条第2項の規定に従い、会員契約の終了後に預託金の返還を受けることができる。

2 無記名正会員は、以下に掲げる権利を一体として有する(前項の規定により会員(無記名正会員を除く)が一体として有する権利および本項の規定により無記名正会員が一体として有する権利を総称して以下会員権という)。ただし、無記名正会員は、所定の年会費および施設利用料金を会社に納入しない場合には、第①号および第②号の権利を有しない。

①無記名利用者をして、会社が別に定める方法により、優先的に施設を利用することができる。

②無記名利用者の利用に際し施設に会員でない者を同伴させ、または施設に会員でない者を紹介し、会社の定める一定の条件のもと施設を利用させることができる(前項第③号の規定により個人会員、特別会員または記名者が同伴または紹介した、会員でない者および本項の規定により無記名利用者が同伴又は紹介した会員でない者を総称して以下ビジターという)。

③第10条第2項の規定に従い、会員契約の終了後に預託金の返還を受けることができる。

### 第 7 条(会則の遵守)

会員は、本会則、施設利用約款、募集要項、重要事項説明書、理事会の定める規則、通達および決定事項ならびに各種委員会の決定事項(総称して以下本会則等という)を遵守し、ビジター(法人会員においては記名者、無記名利用者およびビジター)をしてこれを遵守させなければならない。

### 第 8 条(入会)

- 1 クラブに入会を希望する者は、本会則等を承認のうえ、会社所定の手続に従い、クラブに入会を申し込むことができる(以下、本項によりクラブに入会を申し込んだ者を入会申込者という。)
- 2 入会申込者が第9条第1項に定める審査を受け、会社の承認を得たうえ、特別会員になろうとする以外に入会申込者については、会社が定める入会登録料の全額を支払ったときに、また、預託金を会社に支払う必要のある入会申込者については、入会登録料に加え、預託金の全額を支払ったときに、入会申込者と会社との間で会員契約(以下会員契約という)が成立し、当該入会申込者は会員となるものとする。
- 3 会社は、前項の規定により会員となった者(特別会員となった者を除く)に対し会員権証書(以下会員権証書という)を交付する。

#### 第9条(入会資格)

- 1 理事会は、入会申込者(正会員の法人会員については記名者を含む。以下同じ)について審査を行う。ただし、理事会は審査手続を会社に委嘱することができる。
- 2 理事会は、入会申込者について次の各号に定める事由があるときは、当該入会申込者のクラブへの入会を承認しないことができるが、入会不承認事由はこれに限られない。
  - ①未成年者または成年後見の審判を受け、その取消しを得ない者。
  - ②銀行取引停止中の者、もしくは債務者として差押または仮差押を受けている者。
  - ③破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をし、またはされている者、もしくはこれらの手続中の者。
  - ④日本国の内外を問わず、禁固またはそれと同等以上の有罪判決を受けたことがある者。
  - ⑤法人たる入会申込者について、日本国の内外を問わず、罰金またはそれと同等以上の有罪判決を受け、またはその代表者に前号の事由がある者。
  - ⑥クラブまたは他のゴルフクラブにおいて除名され、または会員契約を解除されたことがある者。
  - ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定義する暴力団(暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含む)、指定暴力団等およびこれらの団体の構成員(これらの団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)、暴力団排除条例等に基づき暴力団排除の対象とされている団体または個人、その他反社会的勢力の団体およびその構成員(これらの者を総称して以下反社会的勢力という)と認められる者。
  - ⑧前号に該当する者と関係を有する者。
  - ⑨前各号に準ずる者その他クラブの円滑な運営に支障があると認められる者。
- 3 本条(準用される場合を含む。)の審査は非公開とし、クラブへの入会の承認または不承認の理由はいかなる場合であっても公表しない。
- 4 会社は、入会申込者に対し、第1項による理事会がクラブへの入会を承認しなかったことによる責を一切負わない。

#### 第10条(預託金)

- 1 会社は、理事会がクラブへの入会を承認した入会申込者から預託金を無利息かつ無配当で預かるものとする。なお、預託金の額は、会社が別途定めるものとする。
- 2 会社は、会員契約の終了後、会社所定の手続のうえ、会員契約の終了日の翌日から3か月以内に、会員権証書と引き換えに預託金を会員に返還する。
- 3 前項にかかわらず、預託金につき一定の時期に返還すべき旨が会員権証書等に定められているときは、会員契約が終了した場合といえどもその時期が到来した後でなければ預託金は会員に返還されず、また、預託金の返還を受けるべき会員が名義書換による入会(第16条第2項に定める。以下同じ)をした者である場合には、入会日から起算して10年経過後でなければ預託金は会員に返還されない。なお、会社は、クラブの運営上やむを得ない事情があると認めた場合、理事会の承認を得て、前項に定められた預託金を返還すべき時期を延長することができる。
- 4 会社は、会員が会社に対して支払うべき債務を負担している場合、返還すべき預託金の額から当然にこれを控除することができる。
- 5 会員は、預託金をもって施設利用料金、年会費等の会員契約に基づいて会社に対して負担する会員の支払義務との相殺(預託金返還請求権を自働債権とする相殺)を主張することはできない。
- 6 会社は、一定の時期に預託金を返還すべき旨の定めがある場合であっても、当該時期にかかわらず、本会則等の規定に従って会員契約を解除し、預託金を返還することができる。
- 7 本会則等に記載する預託金に係る規定は、無額面会員および特別会員には適用しないものとする。

#### 第11条(年会費)

- 1 会社は、年会費につき年会費基準日を別に定めるものとし、年会費基準日に在籍する会員(特別会員を除く)は、会社に対し、会社の指定する期日までに、年会費基準日から1年間の年会費を支払わなければならない。会員は、年会費基準日後に会員権の譲渡または会員契約の終了事由(第22条第1項第②号の事由を除く)が生じた場合であっても、当該基準日に係る年会費の支払義務を免れず、支払い済みの年会費の返還を会社に求めることもできない。
- 2 会員が休会(第13条第1項に定める。以下同じ)中の年会費の額は、会社が定めるものとし、第8条により会員が新たにクラブに入会する場合、または休会期間(第13条第2項に定める。)中の会員が休会を撤回する場合、その年の年会費の額は、当該会員が新たにクラブに入会した時点、休会を撤回した時点から次の年会費基準日までの期間を勘案して、会社が別途定める。
- 3 会社は、理事会の承認を得て、年会費の変更を行うことができる。

#### 第12条(施設の利用等)

- 1 会員は施設を利用する場合、会社の定める施設利用料を支払うとともに、施設の円滑な利用を調整するため会社の定める予約制度を遵守しなければならない。
- 2 会員は、ビジターが施設を利用する際、ビジターが負担するに至った利用料金その他当該ビジターの行為に基づく債務について、会社に対し責任をもつ。
- 3 会社は、天災地変、社会情勢の著しい変化、会社の主催する競技会等の開催および施設の保全その他やむを得ない事由が発生したとき、施設の全部または一部の廃止、休場もしくはその利用の制限をすることができる。
- 4 会社は、会員(記名者および無記名利用者を含む)またはビジターが次の各号に該当する者である場合、会員(記名者および無記名利用者を含む)またはビジターの施設の利用を拒絶することができる。

- ①年会費または施設利用料金その他の諸費用につき未払いがある者。
- ②本会則等に反する者。
- ③反社会的勢力であると認められる者。
- ④前号に該当する者を施設に同伴し、または紹介により施設を利用させた者。
- ⑤その他、クラブの目的に沿わないと認められる者。

#### 第13条(休会手続)

- 1 個人会員に限り、次の各号の一にでも該当する場合、会社所定の書類に疎明書類を添付して会社に対して申出、理事会の承認を得て、クラブを休会(以下休会という)することができる。
  - ①病気または怪我により、一時的に施設の利用が著しく困難となった場合。
  - ②施設から200km圏外かつ2年以上の期間が見込まれる転勤により、施設の利用が困難となった場合。
- 2 前項による休会の期間(以下休会期間という)は、前項に基づく休会申出日後に最初に到来する年会費基準日から次項の定めに従って会員が休会の撤回を会社に申し出る日までとする。
- 3 休会期間中であっても、会員は会社への申出により休会を撤回することができる。
- 4 休会期間中、会員は、会員として施設を利用できない。会員が休会期間中に施設を利用する場合は、ビジターと同様の取扱いとする。

#### 第14条(届出および通知)

- 1 会員は、会社に対し、会社が要求した場合に、会社が別に定める事項(以下届出事項という)を届け出るものとし、届出事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を会社に届け出なければならない。
- 2 会社の会員に対する通知は、会員が会社に届出た住所地または所在地に宛ててこれを発すれば足り、会員が前項の届出を怠ったため到達が遅延または到達しなかった場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

#### 第15条(会員権の譲渡)

- 1 会員(特別会員を除く)は、その会員権を第三者に譲渡することができる。
- 2 会員(特別会員を除く)に第21条第1項に定める退会事由(同項第⑦号に定める場合を除く)が生じた場合も、当該会員の会員権の管理処分権を有する者(第21条第1項第①号および同項第⑤号の場合は会員本人を、同項第②号および同項第④号の場合は、当該会員の相続人(第18条第1項に定める。))を、同項条第③号の場合は当該会員の清算人または破産管財人を、同項第⑥号の場合は買受人をいう。以下管理処分権者という)は、会社の書面による承諾を得て当該会員権を第三者(同項第⑥号の場合は、買受人)に譲渡することができる。
- 3 前2項による会員権の譲渡は、譲渡人が会社に対して譲受人の住所、氏名を明記した確定日付ある証書をもって譲渡した旨を通知しなければ、譲渡の効力を会社に対して対抗することができない。
- 4 会員(特別会員を除く)及び管理処分権者は、第22条第3項の規定により会員契約の終了以降においても存続することとなる預託金返還請求権につき、次項による会社の承諾を得たうえで会員契約の終了以降において譲渡し、または次項による会社の承諾を得て設定した担保権を会員契約の終了以降においても存続させる場合を除き、会員権とは別に会社に対する預託金返還請求権のみを第三者に譲渡し、または、担保に供することができない。
- 5 第1項にかかわらず、会員は、会社の書面による承諾がなければ、会員権を質入し、譲渡担保権を設定し、会員権に関して代物弁済予約契約を締結し、その他担保に供することはできない。
- 6 特別会員は、会員権を譲渡することができない。
- 7 無記名正会員としての資格を有する正会員の法人会員は、無記名正会員に係る会員権のみを譲渡することができず、また、正会員の法人会員に係る会員権を譲渡しようとするときは、無記名正会員に係る会員権と一体として同一の者に対して譲渡しなければならない。

#### 第16条(名義書換)

- 1 前条に規定する会員権の譲渡に関する手続については、理事会の承認を得て会社が別に定める。
- 2 会員権を譲受けた者は、1名に限り、第8条の定め(同条の「入会登録料および預託金」は「名義書換登録料」と読み替える。)に従い、クラブに入会を申し込むことができる(以下、本項による入会を名義書換による入会、その入会手続を名義書換手続という。))。
- 3 会員権の譲渡人および譲渡以外の方法で移転された会員権の前主について、会社に対する年会費、施設利用料金その他の諸費用またはその他の債務の未払いがあるときは、それが完済されるまで、会社は名義書換手続を行わないことができる。
- 4 会社は、名義書換による入会申込につき、会員の募集中またはクラブ運営上の支障が生じるおそれがある等の必要があるときは理事会の承認を得たうえ、相当の期間、名義書換手続を行わないことができる。会社はやむを得ない事由があるとき、この期間をさらに延長することができる。

#### 第17条(記名者の登録および変更)

- 1 正会員の法人会員は、その所有する会員権1口につき、自己の法人の役員または従業員のうち1名を記名者(以下記名者という)として登録することができる。
- 2 記名者の登録または変更については、第8条(同条の「入会登録料および預託金」は「記名者登録料または記名者変更料」と読み替える。)および前条を準用する。
- 3 会員権、クラブの利用、本会則等に関連して、記名者と正会員の法人会員との間に紛争、トラブル等が生じた場合、正会員の法人会員は、当該トラブル等を自己の責任と負担により解決するものとする。

#### 第18条(会員権の相続)

- 1 個人会員が死亡し、当該個人会員の相続人(以下相続人という)が会社に対して会員権の相続の申し出をしたときは、前2条の定めが準用される(死亡した個人会員を本項において以下被相続人という)。
- 2 相続人が複数人であるときは、相続人全員の同意をもって選定された相続人1名に限り前項の定めが適用される。
- 3 第1項の申し出および前項の選定は、相続開始後1年以内に行わなければならない。
- 4 相続開始後1年以内に第1項の申し出および第2項の選定がなされない場合、または相続人(相続人が複数人であるときは、第2項において選定された相続人)においてこれを行わない旨を会社に申出た場合は、被相続人が死亡したときに会員契約が終了するものと

する。

- 5 記名者および特別会員が死亡した場合には、これらの者の会員権における地位は、相続されないものとし、記名者が死亡した場合には、正会員の法人会員は前条に従って記名者の変更を行うものとし、特別会員が死亡したときには当該死亡時に会員契約は終了し、クラブから退会する。

#### 第19条(入会登録料、名義書換登録料、記名者登録料および記名者変更料の不返還)

入会登録料、名義書換登録料、記名者登録料および記名者変更料は、いかなる場合も返還しない。

#### 第20条(会員資格の一定期間停止および除名)

- 1 会員(記名者および無記名利用者を含む。)が次の各号の一に該当し、もしくはビジターが次の第②号、第③号、第⑥号、第⑦号、第⑨号、第⑩号の一に該当したとき、またはこれらに準ずると認められるとき、理事会は、会員に対し、一定期間を定めて会員資格を停止し、もしくは会員をクラブから除名するとともに、当該ビジターの施設利用を禁止することができる。ただし、入会後に会員が本項第⑧号に該当することが判明した場合等により緊急に除名処分を行う必要が生じた際には、会社は当該会員をクラブから除名することができるものとし、この場合、会社は理事会の追認を得るものとする。
  - ①年会費または利用料金その他の諸費用の支払を怠り、催告を受けてもその後1か月以内に支払をしないとき。
  - ②クラブまたは会社の名誉もしくは信用を傷つけ、施設利用上の定めを反しまたは秩序を乱したとき。
  - ③施設を故意または重過失によって毀損したとき。
  - ④反社会的勢力であると認められる者を同伴しまたは紹介したとき。
  - ⑤第三者をして会員の名義を使用させたとき。
  - ⑥所属するほかのゴルフクラブにおいて、施設の利用停止以上の処分を受けたとき。
  - ⑦クラブもしくは会社の従業員に対し好ましくない行為をしたとき。
  - ⑧第9条第2項各号の事由が生じたとき、または入会時において同各号のいずれかに該当していたことが入会後に判明したとき。
  - ⑨本会則等に違反したとき。
  - ⑩法令等に違反した容疑で逮捕、起訴されたとき。
  - ⑪クラブへの入会申込みに際して、虚偽の事実を申告または不正な手段で入会し、その他クラブおよび会社に対して虚偽の事項を申告し、届出たことが判明したとき。
  - ⑫その他前各号に準ずると認められるとき。
- 2 前項により会員資格を停止された会員は、会員権を行使することができない。この場合も、年会費の支払を免れることはできない。

#### 第21条(退会)

- 1 会員は、次の各号の一に該当したとき(第②号および第④号においては個人会員のみ、第③号においては法人会員のみ)に適用されるは、退会する。
  - ①会社所定の手続による退会の申出をしたとき。
  - ②会員が死亡したとき。
  - ③会員が解散したとき。
  - ④失踪宣告を受けたとき。
  - ⑤クラブを除名されたとき。
  - ⑥会員権が競売もしくは公売されたとき。
  - ⑦第15条第3項の通知をしたとき。ただし、担保のための譲渡の場合を除く。
  - ⑧その他前各号に準ずると認められるとき。
- 2 前項第②号ないし第④号の事由が生じた場合、会員の相続人または清算人は、速やかに疎明資料を添えて同号の事実を会社に対して通知しなければならない。

#### 第22条(会員契約の終了)

- 1 次の各号の一に定める事由が生じたとき、会員契約は終了する。
  - ①会員または管理処分権者が、会員契約終了の申出をしたとき。
  - ②第12条第3項により会社が施設を廃止したとき。
  - ③前条第1項により会員が退会したとき。
- 2 会社は、次の各号の一に定める事由が生じたとき、理事会の承認を得て会員契約を解除することができる。
  - ①会社からの会員に対する諸通知が継続して3年間到達しないとき。
  - ②会員(記名者および無記名利用者を含む。)に第20条第1項各号に定める事由が生じ、このため会員契約の目的を達することができないと判断したとき。
  - ③会社の運営上重大な支障がある場合その他やむを得ない特段の事情があるとき。
- 3 理由のいかんを問わず会員契約が終了したときは、預託金返還請求権を除き、会員権は消滅する。

### 第3章 役員

#### 第23条(役員)

- 1 クラブには次の役員を置くものとし、会社が会員および会社役職員のうちから選任する。

(ア) 理事長	1名
(イ) 理事	若干名
- 2 会社は、前項に定めるほか必要のあるとき、キャプテン、副理事長、常務理事その他の呼称による役職を理事のうちから選任し、これを置くことができる。

#### 第24条(任期)

- 1 役員は、就任後2年内の最終の事業年度(第33条に定める)末日までとする。ただし、任期中であっても役員に次に掲げる事由が認められるときは、会社はこれを解任することができる。

- ①健康上の理由により役員の任に耐えないとき。
  - ②理事会の無断欠席を繰り返したとき。
  - ③クラブの名誉を傷つけ、または品位を害したとき。
- 2 役員は任期中であっても、理事会の承認を得た場合には、辞任することができる。
  - 3 第1項ただし書により役員が解任された場合または前項により役員が辞任した場合には、会社は第23条に従って、新たな役員を選任することができるものとし、これによって選任された役員の任期は、前任者またはほかの役員の残任期間と同一とする。
  - 4 第1項本文および第2項の規定にかかわらず、任期の満了または辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその事務を行う。

#### 第25条(理事長)

- 1 理事長はクラブの会務を統括し、クラブを代表する。
- 2 理事長がその職務を遂行できないときは、理事会が予め定めた順序(以下職務代行者順序という)により理事がその職務を代行する。ただし、理事会が理事長の職務代行者順序を定めていないとき、あるいは理事会が予め定めた職務代行者全てがその職務を遂行できないときは、会社がその代行者を選任する。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、必要な事務を行う。

#### 第26条(理事会)

- 1 役員全員をもって理事会(以下理事会という)を構成する。
- 2 理事長は、必要に応じ議題を定めて理事会を招集し、議長として議事を諮る。
- 3 会社は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 会社は、必要に応じ議題を定め、理事長に理事会を招集することを請求することができる。

#### 第27条(理事会の権限)

理事会は、会社の委嘱に基づき、次の各号に掲げる事項を審議し決定する。

- ①クラブ運営に関する基本方針の決定。
- ②クラブ運営に関する規則、通達の制定、改廃(その他必要な決定)。
- ③第31条第1項の委員会の設置および廃止、委員(第31条第2項に定義する。)の選任および解任。
- ④施設の運営に関する会社に対する助言。
- ⑤クラブへの入会審査その他の会員事務で本会則に定める事項。
- ⑥役員に対する委任事項の決定。
- ⑦その他会社から委嘱された事項。

#### 第28条(理事会規則等の施行)

理事会で定める規則、通達および決定事項は、別段の定めがある場合を除き会社の承認と同時に施行されるものとする。

#### 第29条(理事会の決議)

- 1 理事会の決議は、役員総数の3分の1以上(委任状によるものを含む。)が出席し、出席役員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 2 理事長は、急を要する事項につき理事会の招集が困難と認める場合その他相当と認める場合は、理事会につき書面による決議に付することができる。

#### 第30条(議事録)

- 1 理事会は、理事会の議事の経過の要領および結果を記載した議事録を作成する。
- 2 議事録には、役員のうち1名がこれに署名押印する。
- 3 理事会は、議事録を理事会の日から5年間保管することを要する。

#### 第31条(各種の委員会)

- 1 理事会は、クラブを円滑に運営するため必要があると認めるときは、各種の委員会を設置または廃止することができる。
- 2 委員会は、会員および会社役員の中から理事会が選任した委員(以下委員という)により構成し、理事会の委嘱する事項につき意見を決し、理事会を補佐する。
- 3 委員会の委員長は、理事または委員の中から理事会が選任する。
- 4 委員会の決定事項は、理事会の承認を得たとき、その効力を生じる。
- 5 委員の任期は、役員の任期と同一とする。ただし、任期中であっても、委員はいつでも辞任することができ、理事会はいつでも委員を解任することができる。

#### 第32条(役員・委員の報酬)

役員および委員は名誉職とし、活動実費のほかは一切の報酬を支給しない。

### 第4章 管 理

#### 第33条(事業年度)

クラブの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第34条(クラブの運営経費)

クラブ運営のための支出は総て会社が負担するものとし、クラブの収入は総て会社に帰属するものとする。

### 第5章 付 則

#### 第35条(無記名正会員の正会員への変更)

無記名正会員を所有する法人会員は、会社の定める手続により、無記名正会員を正会員へ変更することができる。

#### 第36条(細則)

会社は、理事会の承認を得て、この会則に定めるほか会則の施行に必要な事項を定めることができる。

第37条(会則改正の手続)

会社は、理事会の承認を得て、この会則を改正することができる。なお、本会則を改正した場合は、その改正前に入会した会員にも改正後の規定が適用される。

第38条(会社の代行)

理事会発足前における理事会としての業務は、会社が代行する。

第39条(施行期日)

1 この会則は、2017年4月1日付で改正のうえ施行する。

2 この会則の改正時期は以下のとおり。

①2008年10月1日原始会則施行

②2010年3月15日第1次改正

③2013年7月8日第2次改正

④2015年6月1日第3次改正

## 千代田ゴルフ倶楽部 パートナー登録制度取扱規則

### 第1条 (目的)

この規則は、千代田ゴルフ倶楽部（以下、「クラブ」という。）会則（以下、「会則」という。）第5条第1項（イ）に定めるパートナー登録付正会員が、パートナー登録制度を利用するにあたっての取扱いを定めるものとします。

### 第2条 (パートナー登録の可能人数および対象者)

パートナー登録の可能人数は、会員権1口につき、1名までとし、会社がパートナー登録の申込み受付をしている期間に限り、個人会員および法人会員の区分により次の範囲でパートナー登録の申請ができるものとします。

- ①個人会員の場合 会員ご本人の三親等以内の親族の方
- ②法人会員の場合 会員ご法人の役員または職員の方

### 第3条 (パートナー登録の申込み手続、登録審査および登録)

パートナー登録の申込みは、会員が会社所定の書類を会社に提出して行うものとし、会社はパートナー登録予定者の登録審査をしたうえで、パートナー登録を行うものとします。

2. 会社は、パートナー登録予定者の登録審査にあたり、クラブの正会員と同様に審査します。
3. パートナー登録予定者の登録審査は非公開とし、承認の理由、不承認の理由はいかなる場合であっても公開しません。
4. パートナー登録完了後、会社は会員に対して登録完了のご案内を送付します。

### 第4条 (パートナー登録料およびパートナー登録変更手続等)

初回のパートナー登録は無料とします。

2. パートナー登録者の変更は、会社の定めるパートナー登録変更料の納入を必要とします。
3. パートナー登録者の変更は、第3条第1項を準用し、パートナー登録予定者の登録審査後、会員がパートナー登録変更料を会社に納入したときに、会社はパートナー登録を変更するものとします。
4. 会員は、会社所定の書式で申し出ることにより、パートナー登録者の抹消ができるものとします。パートナー登録の抹消後、新たなパートナー登録を行う場合は、パートナー登録変更料の納入を必要とし、前項を準用して登録するものとします。

### 第5条 (会員およびパートナー登録者の権利義務)

パートナー登録制度に関する会員およびパートナー登録者の権利義務は、以下のとおりとします。

- ①パートナー登録者の登録につき、会社は会員に対して会員権証書の発行は行いません。
- ②パートナー登録者は、クラブの正会員の施設利用可能日に会員料金でプレイできるものとします。
- ③パートナー登録者は、会員のみを対象とするクラブ主催の競技、その他の諸行事に参加できません。
- ④パートナー登録者は、ハンディキャップの取得はできません。
- ⑤パートナー登録者に係る年会費の額は会社が定めるものし、パートナー登録者の年会費基準日は会員と同一期日とします。パートナー登録者の年会費支払いについては、会員が支払うものとしますが、会員の承認がある場合は、パートナー登録者が支払うことができるものとします。
- ⑥パートナー登録者に対する休会制度はありません。
- ⑦パートナー登録者は、会則および本規則を遵守するものとします。

### 第6条 (パートナー登録者の資格喪失)

会員が退会した場合は、パートナー登録者は自動的にその資格を失います。

### 第7条 (パートナー登録者の登録受付期間)

会社は、会員が快適にクラブの利用ができる範囲でパートナー登録の申込み受付を行うものとします。

### 第8条 (改廃および疑義)

本規則の改廃は会社の決議において行なうものとします。また、本規則の施行に疑義が生じた場合は、会社の裁定により解決を図るものとします。

### 第9条 (施行)

本規則は2017年4月1日より施行します。